

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第204回国会】令和3年5月13日（木）、第9回の委員会が開かれました。

- 1 ①消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）
②消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案（川内博史君外10名提出、衆法第15号）
・井上国務大臣（消費者及び食品安全担当）及び政府参考人並びに提出者大西健介君（立民）に対し質疑を行い、①について質疑を終局しました。
（質疑者）門山宏哲君（自民）、山下貴司君（自民）、古屋範子君（公明）、柚木道義君（立民）、串田誠一君（維新）、川内博史君（立民）、尾辻かな子君（立民）、畑野君枝君（共産）、井上一徳君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

門山宏哲君（自民）

（1） 契約書面等の電子化

- ア 契約書面等の電子化のメリット
- イ 契約書面等の交付の意義及び機能
 - a 機能の確認
 - b クーリング・オフの存在を容易に認識できることが法的に担保されていることの確認
 - c 電子化によって告知機能が損なわれる可能性
 - d 家族等に対する告知機能が損なわれる可能性
- ウ 消費者からの承諾の在り方
 - a 「承諾」を得るための具体的な方法
 - b ワンクリック等で承諾を取るような方法が認められないことの確認
 - c 口頭で承諾を取るような方法が認められないことの確認
 - d 消費者から承諾を得たことの立証責任が事業者にあることの確認
 - e 消費者が承諾を撤回することの可否
 - f デジタル機器の習熟度により承諾や契約の内容等が認識されない問題への対応
 - g 承諾した後に消費者が紙の書面の交付を請求する権利を法的に付与することの可否
- エ 契約書面等の電子交付の方法
 - a 電子交付の具体的な方法
 - b PDF化した書面をメールで交付した際にデータを開けない場合への対応
- オ クーリング・オフの起算点
 - a 契約書面等の交付が起算点になることの確認
 - b 電子交付の場合、消費者にデータが到達した時点が起算点になることの確認
 - c 消費者の承諾が電子交付に先立ってなされる必要があることの確認
 - d 電子メールによるクーリング・オフの意思表示の効力発生時期が発信主義であるのか到達主義であるのかの確認
 - e 電子メールについての効力の発生時期について規定を置いていないことの確認
 - f 消費者が電子メールでクーリング・オフの意思表示をした場合、事業者に到達したことを確認する方法

（2） 送りつけ商法対策

- ア 契約に基づかずに送付した物品は全て返還請求できないことの確認
- イ 参考資料として財産的な価値のあるものが契約に基づかずに送付された場合、法の趣旨に照らし

- て解釈することとなることの確認
- ウ 返還請求期間の撤廃規定は、一方が消費者である場合に限定されることの確認
- エ 販売業者が商品を誤送付した場合、改正案の規定が適用されないことの確認、その法的根拠及び受領者の法的義務の内容

山下貴司君（自民）

- (1) 野党等から提案されている特定継続的役務提供のみを契約書面等の電子化の対象とするものの問題点
 - ア 特定継続的役務提供のみ契約書面の電子化を認めることの法理論上の妥当性
 - イ 特定継続的役務は契約金額が多額でないため、電子交付を認めてもよいとの意見に対する見解
- (2) 契約書面等の電子化についての海外の状況
- (3) 消費者委員会の建議（令和3年2月4日）への消費者庁の対応方針
- (4) 本法律案の見直し及び施行に向けての井上国務大臣の決意

古屋範子君（公明）

- (1) 契約書面等の電子化
 - ア 慎重な意見が多い中、契約書面等の電子化に関する規定を本法律案に盛り込む必要性
 - イ 消費者からの承諾の取り方に関する強化策や、高齢者の場合にはより厳しい承諾条件を付すことについて検討する必要性
 - ウ 承諾を得る際に、承諾の効果及び内容について説明義務を課すべきとの意見に対する見解
- (2) 政府提出法律案のクーリング・オフに係る特定商取引法第9条第2項第2号等の解釈、当該規定により電子メールによる発送も発送時に効力が生じると解釈される可能性
- (3) デジタル社会に対応した消費者教育をライフステージに応じて体系的に行う必要性

柚木道義君（立民）

- (1) 与野党の修正協議がまとまるよう消費者庁も対応することについての井上国務大臣の見解
- (2) 契約書面等の電子化
 - ア 契約書面等の電子化により消費者被害が発生した場合の責任
 - a 菅内閣総理大臣が答弁で見直しが必要と言ったにもかかわらず、契約書面等の電子化が実施され、消費者被害が発生した場合の井上国務大臣の責任の取り方
 - b 菅内閣総理大臣が答弁した見直しの検討を政省令等で行うことについて、総理から了承を得ていることの確認
 - c 契約書面等の電子化により消費者被害が発生した場合、井上国務大臣だけでなく菅内閣総理大臣も責任を取るものの確認
 - d 契約書面等の電子化により消費者被害が増加した場合には、菅内閣総理大臣も井上国務大臣も、責任を取って職を辞する覚悟があるものの確認
 - イ 消費者からの承諾の取り方
 - a 消費者庁が答弁している、消費者からの承諾を紙で得る方法がデジタル化による利便性の向上と矛盾することに対する井上国務大臣の見解
 - b 承諾を紙で得る方法について、事業者団体や消費者団体と協議を行った事実及びその結果の確認
 - c 承諾を紙で得る方法について、事業者団体や消費者団体と協議を行った事実が無いことの確認
 - d 承諾を紙で得る方法が消費者や事業者のニーズに対応していない懸念に対する井上国務大臣の

見解

- ウ 特定継続的役務提供のみ契約書面の電子化を認めるとした場合の法的整合性
 - a 法的整合性に対する衆法提出者の見解
 - b 規制改革推進会議の中で提案されたにもかかわらず、法的整合性が取れないと政府が主張することは自己矛盾・論理矛盾であるとの考えに対する井上国務大臣の見解
 - c 段階的に契約書面等の電子化を認めることの検討を行う必要性
- (3) 公布後1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている法施行期日について、契約書面等の電子化の規定は最低でも施行まで2年は必要であるとの考えに対する井上国務大臣の見解
- (4) 消費者被害防止のために衆法に盛り込まれている具体的内容

串田誠一君（維新）

送りつけ商法対策

- ア 送りつけ商法の刑法上の詐欺罪の該当性
 - a 送りつけ商法が何らかの法に抵触するかの確認
 - b 送りつけ商法が刑法上の詐欺罪に該当するかの確認
 - c 詐欺罪に該当することを消費者庁が明確に答弁できない理由
 - d 送りつけ自体が詐欺未遂罪として告発可能であることを消費者庁が周知徹底する必要性
- イ 誤配送によって送りつけられた商品に対する法適用の可否
 - a 送りつけられた商品を宛名人以外が消費した場合の法適用の可否
 - b 送りつけられた商品を誤配送によって宛名人以外が受け取った場合に処分可能かの確認
 - c 誤配送である場合には処分できないと答弁したことを、送りつけた事業者にも所有権が残っていることから説明するかの確認
 - d 誤配送で送りつけられた商品の所有権の在り方を消費者保護の観点から考え直す必要性及びこれに対する井上国務大臣の見解
 - e 誤配送で送りつけられた商品を処分した消費者とその返還を求める事業者の利益衡量に対する消費者庁の見解
 - f 送りつけられた商品の売買契約をした消費者が民法第95条（錯誤）又は第96条（詐欺又は強迫）に基づき、契約を取り消すことができることの確認

川内博史君（立民）

- (1) 平成25年に預託法の規制対象として磁気治療器を政令指定した際のパブリックコメントの提出意見そのものを廃棄した問題
 - ア 消費者庁が提出意見そのものを廃棄したことについての事実確認
 - イ 総務省が所管する行政手続法上における取扱い
 - a 行政手続法第43条に基づき公示される「提出意見」が意見そのものであることの総務省への確認
 - b 提出意見を要約したものを公示した場合、閲覧要求に応じるために提出意見そのものも保存する必要があることの総務省への確認
 - c 行政手続法を所管する総務省が消費者庁から提出意見の廃棄の報告を受けたかの確認
 - ウ 保存期間満了前の公文書の廃棄
 - a 公文書管理法上、提出意見が行政文書に該当するかの確認
 - b 提出意見の公文書管理法上の保存期間
 - c 保存期間満了前の廃棄についての公文書管理法上の違法性
 - d 保存期間満了前の廃棄についての行政手続法上の違法性

- エ 提出意見そのものを廃棄した消費者庁における取扱い
 - a 消費者庁が平成 25 年以降に実施したパブリックコメント手続の件数及び提出意見そのものを廃棄した事例の件数
 - b 提出意見を正確に転記したものが行政手続法上の提出意見に該当することの総務省への確認
 - c 提出意見そのものが廃棄された事例が平成 25 年の預託法の政令指定関連のみであることの確認
 - d 政府の公文書管理を総括する内閣府独立公文書管理監が消費者庁の提出意見の取扱いについて調査や報告聴取を求める予定の有無
- オ 消費者庁公文書監理官や井上国務大臣の見解等
 - a 提出文書の廃棄が行政手続法及び公文書管理法に違反しているとの考えに対する消費者庁公文書監理官の見解
 - b 提出文書の廃棄をした事実に対する消費者庁公文書監理官の評価
 - c 提出文書を廃棄したことは不適切であるとの井上国務大臣の認識の確認
 - d 平成 25 年当時も提出意見を公示する必要があったことの総務省への確認
 - e 平成 25 年当時から提出意見の保存期間が 30 年であることの確認
 - f 提出文書の廃棄が平成 25 年当時も適切な対応ではなかったことを認める必要性についての井上国務大臣の見解
- カ 消費者庁の総括文書管理者である同庁次長への報告
 - a 本日午前の質疑後に、提出意見を廃棄していたとの報告の有無
 - b 30 年保存文書である提出意見を廃棄していたとの報告の有無
- キ 提出意見の廃棄の経緯に係る調査
 - a 消費者庁公文書監理官が調査する必要性
 - b 調査について適切に対応すると消費者庁公文書監理官の答弁の意味
 - c 内閣府独立公文書管理監が消費者庁に経緯の報告を今後求める予定の有無
 - d 本日の質疑を踏まえて、本事案に対する内閣府独立公文書管理監の今後の対応予定
- (2) 平成 26 年にジャパンライフを行政指導した際の消費者庁の決裁文書
 - ア 資料要求に長期間回答が遅れている理由
 - イ 回答の目途
- (3) 契約書面等の電子化
 - ア 契約書面等の電子化を消費者庁として意思決定した会議の日時、場所及び出席メンバー
 - イ 消費者庁が「十分かつ慎重な実態把握が必要である」と回答した平成 23 年から方針を変更するに当たり、実態把握を行った者、日時、方法、取りまとめた結果の内容
 - ウ 「この 10 年間で社会のデジタル化が進んだこと」が、消費者庁における十分かつ慎重な実態把握の結集であることの確認
 - エ 特定商取引法及び預託法の法目的に「利便性」という文言がないことの確認
 - オ 法施行までに契約書面等の電子化に係る調査・検討を行う必要性についての井上国務大臣の見解

尾辻かな子君（立民）

- クーリング・オフについて電子メールによる意思表示をした場合の効力発生時期
 - ア 電子メールが発信と同時に到達するものであるとの総務省の認識の有無
 - イ 電子メールが発信と同時に到達するものであるとの消費者庁の答弁の撤回及び修正の必要性
 - ウ 電子メールによる意思表示は特別法に定めがある場合を除いて、到達時に効力が生ずることの法務省への確認
 - エ 事業者に帰責性がない事由により、発信と到着が同時に起こらなかった場合における電子メールによる意思表示の効力発生時期についての法務省への確認

- オ 通達によって特別法の効力を定めることができるかについての法務省への確認
- カ 電子メールによる意思表示をした場合の効力発生時期についての根拠条文の有無
- キ 根拠条文がないことによって到達主義となることの確認
- ク 法律的には到達したら効力が生ずると答弁したことの確認
- ケ 電子メールによる意思表示をした場合の効力発生時期について答弁を修正する必要性

畑野君枝君（共産）

- (1) 契約書面等の電子化
 - ア 参考人の指摘を受けて契約書面等の電子化について考え直す必要性についての井上国務大臣の見解
 - イ 特定商取引法の特殊性を踏まえて消費者保護を考える必要性
 - ウ 契約書面等の電子化に係る消費者の承諾の実質化
 - a デジタル機器に不慣れな高齢者に対して、スマホを使用していることをもって不慣れではないと事業者が判断した場合の対応
 - b デジタル機器に不慣れな高齢者に対し実質的な承諾を取ることの困難性
 - c 実質的な承諾の取り方の具体的な方法についての確認
 - d オンラインで承諾を取ることができるとする具体例
 - e オンラインで完結しない分野は書面で承諾を取ることの確認
 - f 第三者の関与は必要ないと考える高齢者の承諾の取り方
 - g 第三者が関与し、確認をする場合の具体的な基準
 - h 障害者が承諾する場合の承諾の取り方
 - i 若年者が契約する場合の承諾の取り方
 - j 若年者が承諾する際に、承諾の効果等の説明を受けたことを確認する主体
 - k 実質的な承諾を得たことの立証責任についての考え方
 - エ 契約書面等が紙である必要性についての見解
- (2) クーリング・オフを電子メールで行う場合の効力発生時期を明文化する必要性についての井上国務大臣の見解

井上一徳君（国民）

- (1) 契約書面等の電子化
 - ア 契約書面等の電子化に関して消費者庁に寄せられた意見の数及びその内容
 - イ 慎重な意見が多い中、消費者保護を担保する具体的方法
 - ウ 消費者の承諾に係る政令案を策定する際に消費者委員会で審議する必要性
- (2) クーリング・オフを電子メールで行う場合の効力発生時期を明文化する必要性
- (3) 送りつけ商法対策
 - ア 同商法に関する所有権及び返還請求権の法的論理構成
 - イ 同商法に関する改正内容を周知する方法
- (4) 特定商取引法等に係る執行を担保するために消費者庁の組織力を強化する必要性についての井上国務大臣の見解
- (5) 地方における特定商取引法の執行力の充実
 - ア 地方における特定商取引法の執行状況に差異があることの原因
 - イ 地方において執行に苦慮している問題の改善に向けた消費者庁の取組